

資料3-1 幕別町防災行政無線施設条例

○幕別町防災行政無線施設条例

(平成17年9月26日 条例第75号)

改正

平成27年12月11日 条例第36号

(設置)

第1条 災害その他緊急時における通報及び広報活動を迅速かつ正確に行い、町民の生命と財産の保全を図るとともに、住民福祉の向上に資するため、幕別町防災行政無線施設（以下「防災行政無線」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 防災行政無線の設置場所は、次のとおりとする。

区分		設置場所
送信施設	親局	幕別町役場忠類総合支所
	遠隔制御局	とかち広域消防事務組合幕別消防署忠類支署
受信施設	屋外拡声子局	町内において町長が必要と認める場所
	戸別受信機	町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等

(業務)

第3条 防災行政無線の業務は、次に掲げる内容の放送を行うものとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の通知及び連絡に関すること。
- (2) 地域住民の生命、財産の保護に関すること。
- (3) 町政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- (4) その他町長が特に必要と認める事項に関すること。

(業務区域)

第4条 防災行政無線の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）は、次のとおりとする。

業務区域	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晩成
------	--

(戸別受信機の貸与等)

第5条 町長は、業務区域に属する世帯及び必要と認める公共的団体等に戸別受信機を無償で貸与する。

2 戸別受信機の貸与は、1世帯につき1台を限度とする。

(転貸等の禁止)

第6条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、戸別受信機を転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供してはならない。

(使用の取消し等)

第7条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は貸与の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 戸別受信機を故意に損傷したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

(損害賠償)

第8条 借受者は、その責に帰すべき事由により戸別受信機を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月6日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村農村情報、防災行政無線の設置に関する条例（昭和61年忠類村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年12月11日条例第36号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料3-2 幕別町防災行政無線施設条例施行規則

○幕別町防災行政無線施設条例施行規則

(平成18年1月16日 規則第70号)

改正

平成28年3月9日 規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町防災行政無線施設条例（平成17年条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送中断の通報)

第2条 町は防災行政無線の故障、その他の事情により条例第3条の放送ができない場合は、速やかにその理由、期間その他必要と認められる事項を住民に通報するものとする。

(放送の種別)

第3条 防災行政無線の放送の種別は、一般放送及び緊急放送とする。

(放送日)

第4条 防災行政無線の放送は、原則として毎日行うものとする。ただし、放送すべき情報がない時はこの限りでない。

(放送の時間)

第5条 防災行政無線の放送は、次の時間に行う。

- (1) 一般放送は、必要に応じ、午前8時、午後0時30分及び午後8時30分の定時に行うものとする。
- (2) 緊急放送は、緊急な情報を周知する場合に随時行うものとする。

(戸別受信機設置の同意)

第6条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、町長に覚書(様式第1号)を提出しなければならない。

(戸別受信機の維持管理)

第7条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、戸別受信機の維持管理に関する費用を負担しなければならない。

2 借受者は、戸別受信機に故障が生じた場合、損傷し又は滅失した場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(戸別受信機の返還)

第8条 借受者は、条例第4条に規定する業務区域内に住所を有しなくなったときは、速やかに戸別受信機返還届(様式第2号)を付して戸別受信機を町長に返還しなければならない。

(戸別受信機の管理)

第9条 町長は、戸別受信機管理台帳(様式第3号)を作成し、保管するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月6日から施行する。

(忠類村の編入に伴う経過措置)

2 忠類村の編入の日前に、忠類村農村情報、防災行政無線施設貸付規則（昭和61年忠類村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月9日規則第16号）

この規則は、平成28年3月9日から施行する。

様式

様式第1号（第6条関係）	覚書
様式第2号（第8条関係）	戸別受信機返還届
様式第3号（第9条関係）	戸別受信機管理台帳

資料3-3 幕別町防災行政無線(同報系)の概要

名 称	防災行政無線
免許年月日	H29.12.1~H34.11.30 (当初 S61.2.26) ※定期的な更新を要する
目 的	防災行政用
使用周波数	デジタル 65.36MHz
無線局数	送信施設～ 親局 1基 (忠類総合支所) 遠隔制御局 1基 (消防忠類支署) 受信施設～ 屋外拡声子局 2基 (忠類農協、忠類小学校) 個別受信機 忠類全域に配布 (※転入、転出等により設置戸数変動)
業務区域	忠類地域全体 (忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晩成)